

定款変更に関する手続と提出書類

(1) 定款変更は社員総会で

NPO法人の定款を変更するには、定款の定めに従って必ず社員総会の議決を経なければなりません。

理事会では総会に提案する定款変更議案を決定することはできますが、それをもって定款変更がなされたとはできません。総会決議を経ない定款変更は無効です。

また、その変更内容が定款変更認証を必要とする場合、総会議決日から即有効ではなく、認証日から効力を発することになりますので、注意してください。

(2) 定款変更認証申請と定款変更届出のいずれかを作成提出

定款変更に関する所轄庁等への手続には、①その変更内容によって所轄庁の認証を受けなければならないので定款変更認証申請書を提出する場合、②認証を必要とする条項以外の変更で定款変更届出書を提出する場合の二つがあります。

また、変更内容が登記事項である場合は、当然、変更登記も行わなければなりません。

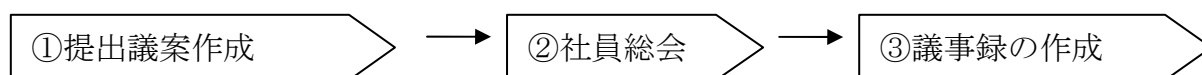
認証申請、届出いずれの手続きが必要か、変更登記等の必要な条項は何かは下表をご参照ください。

変更条項・事項	区分	認証申請	届出	変更登記 (※法務局)	登記完了 提出書	関係 機関
①名称(1条)		●		●	●	●
②目的(3条)		●		●	●	
③活動・事業の種類(4、5条)		●		●	●	
④事務所所在地(2条)(※)	所轄庁変更なし		●	●	●	●
	所轄庁変更有り	●		●	●	●
⑤社員資格		●				
⑥役員	役員定数		●			
	上記以外	●				
⑦会議(総会、理事会)		●				
⑧その他の事業		●				
⑨定款の変更		●				
⑩解散・合併	解散時残余財産 帰属処分内容	●				
	合併・上記以外の 解散		●			
⑪資産に関する 事項			●			
⑫会計に関する 事項			●			
⑬事業年度変更			●			●
⑭賛助会員			●			
⑮職員・顧問等に 関する事項			●			
⑯公告の方法			●			

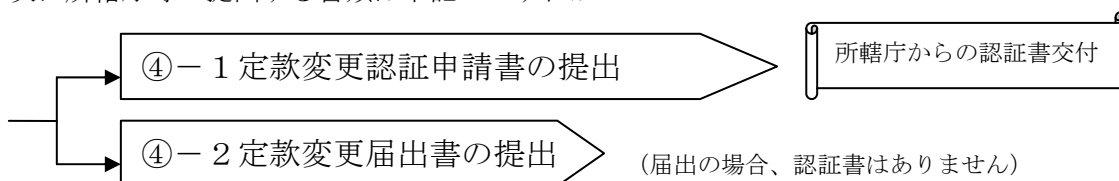
※「所轄庁の変更」とは、主たる事務所の県外への移転を指します。佐賀県内の〇〇市(町)から□□市(町)への移転や「その他の事務所」を県外に設置することは、所轄庁の変更ではありません。「所轄庁変更なし」の欄に該当することになります。

(3) 定款変更の手続

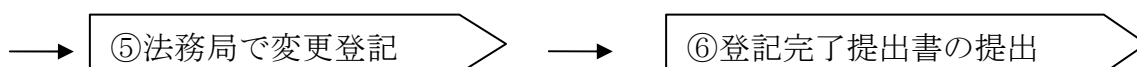
議案作成—総会通知～総会～定款変更申請（届出）の手続き～変更登記の手続きは、おおむね以下の流れに沿って行います。



次に所轄庁等へ提出する書類は下記のいずれか



定款変更内容が、登記事項である場合



最後に、
⑦関係書類の事務所
への備え置き

社員総会への提出議案の作成～総会開催通知

総会提案議案として理事会に諮り承認を経て、総会を招集します。

①議案用及び申請（又は届出）書のために、新旧対照表を作成します。

（総会開催前に、申請書形式の新旧対照表と新定款を所轄庁に事前にチェックを受けておくと、申請（又は届出）後に修正が少なくてすみますし、その他に関連して変更が必要な箇所等を指摘してもらえるでしょう。）

②総会提出議案で「定款変更の件」と明記し、総会開催通知と議案を送付します。

社員総会 定款変更には議決条件があります

総会で、提案内容を説明し、決議を受けます。

※（重要）定款変更の場合の決議条件（賛成率）に注意してください。

定款に「定款の変更」が定めてありますので、そこに注意し表決数を確認しましょう。

NPO法では「2分の1以上の出席で、その出席者の4分の3以上の賛成が必要」（但し、定款で別の賛成率を定めることも可能）と定めています。

法人の定款を確認して定款に定めた条件をクリアしてはじめて議決を得たことになります。

（議事録の項で述べるように、議事録にも定款で定めた議決条件をクリアしていることがわかるように記載します）

議事録を作成します 「賛成多数により可決」はダメ

定款変更の議事録には、この定款で定める賛成率以上であることを明記する必要があります。「満場一致」「全会一致」であれば問題ありませんが、その旨を記載することが必要です。

反対票等があれば「賛成○票、反対○票、棄権○票で、定款に定める決議に必要な賛成票数に達したので」等を記載します。

議長、議事録署名人の署名、押印をもらいます。（自筆署名＝サインか記名でも可かは、定款をみてみましょう）

※議長、議事録署名人のメンバーの中に法人代表者（役員として登記している人）が入っていると、登記手続きがスムーズです。この場合、その代表者の印鑑は個人印ではなく法人印を使います。

所轄庁への「定款変更認証申請」(又は「定款変更届出」)

所轄庁に「定款変更認証申請書」(又は「定款変更届出書」)を提出します。

①定款変更認証申請書(定款変更届出書)には、新旧対照表形式の「1. 変更の内容」と「2. 変更理由」を記載します。

②添付書類として以下の書類が必要です。

(1)新定款(2部) (2)総会議事録のコピー

また、定款第4条の「活動の種類」、第5条の「事業」を変更する定款変更認証申請の場合は

(3)2カ年の事業計画書

(4)2カ年の活動予算書 もあわせて必要です。

③定款変更認証申請の場合は、1ヶ月の縦覧期間があり、その後2ヶ月以内に「認証書」が交付されます。

※申請内容に軽微な誤りがあった場合、2週間以内に「補正書」と修正後の当該書類を提出してください。

(認証申請の場合は、1ヶ月の縦覧期間があります。)

[認証書の交付]

(所轄庁の認証・不認証の決定)

1ヶ月の縦覧期間の後、認証の場合は2ヶ月以内に「**認証書**」を交付します

※定款変更届の場合は、認証書はありません。

(登記事項を変更した場合) 法務局で変更登記をします

定款の第1条～第5条の「名称」「事務所」「目的」「活動の種類」「事業」の変更は、登記事項ですので、認証書を受け取ったら2週間以内に必ず法務局で変更登記をします。

変更登記に必要な書類は法務局にお問い合わせください。参考までに、P145から記載例を掲載しますのでご参照ください。

(登記事項を変更した場合) 所轄庁へ「定款変更の登記完了提出書」を提出します

変更登記が終わったら、その「登記事項証明書」(法務局からもらった証明書原本1部とそのコピー1部)を添付して「定款の変更の登記完了提出書」を所轄庁へ提出します。

(内容がその他の関係機関への届出事項である場合)

関係機関(事業許可・認可機関、税関係機関)へ変更届出をします

定款の変更内容が、関係機関への届出内容の変更にあたる事項があれば、各関係機関(税務機関、事業認可、許可機関)へ変更届出を提出します。

具体的には、「法人の名称」「事務所の移転」「事業内容」等です。詳しいことは、当該関係機関に確認してください。

※法人情報の公開＝閲覧

法人は、定款変更後、新定款(及び変更登記を行った場合は登記事項証明書)を事務所に備え置かなければなりません

(4) 主たる事務所を他府県へ移転する場合の手続きについて

【申請手続きについての注意点】

- ①申請書様式は、移転先の都道府県の様式です。このため、当該移転先都道府県のHPから入手し、記載方法も当該都道府県に問い合わせることになります。
- ②内容は「定款変更」ですが、
 - (1)社員総会での決議事項は「定款変更」議案だけではありません（「1」参照）。
 - (2)移転先の他府県では初めての申請ですから、書類は設立申請と同様の種類をそろえなければいけません（「2」参照）。
- ③申請書の宛名は移転先の首長名です。
- ④しかし、提出先は、移転先ではなく、佐賀県庁または現事務所が権限移譲している佐賀県内の市町にある場合はその市町（以下「佐賀県庁等」といいます）です。佐賀県を経由して移転先の新所轄庁に送られます。

○主な手続きは、以下のとおりです。

1. 社員総会を開催し、以下の内容をすべて決議し、総会議事録を作成します。

総会で決議する案件は、

- ①定款変更（第2条の所在地）（※）
- ②法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号該当の確認
- ③2年分の事業計画、予算
- ④（役員変更がある場合）役員選任 　　です。

※他にも変更したい条項がある場合、それらを加えて決議し変更申請可能です。

2. 定款変更認証申請書を作成し、佐賀県庁等に提出します。

提出する書類は以下のとおり。

- ・定款変更認証申請書（様式第4号）（宛名は、移転先の首長名です）
- ・総会議事録（原本証明付き）
- ・新定款（2部）
- ・2年分の事業計画書（2部）
- ・2年分の活動予算書（2部）
- ・役員名簿（2部）
- ・確認書
- ・前事業年度の事業報告書一式（コピー）

※①様式は移転先都道府県のをHP等から利用してください

②記載方法で不明がある場合、移転先のNPO担当に問い合わせます

3. 移転先のNPO担当から、内容の確認や書類の不備、修正追加の連絡がありますので、それに対応します。

（申請書の受理～縦覧期間）

4. 認証書の受理

縦覧期間を過ぎると、移転先のNPO担当から認証書の交付について連絡が入ります。

5. 移転前、移転先両方の法務局で事務所移転等の変更登記をします。

6. 変更登記後、「登記完了提出書」を移転先の所轄庁に提出します。

（提出書類）

- ・登記完了提出書
- ・登記事項証明書（移転先法務局発行1部、そのコピー1部）

(5) 設立済の NPO 法人の定款変更

① 平成24年法改正に伴う定款変更

平成24年4月1日施行の「平成24年法改正」に伴い、定款の一部を変更する必要があります。多くの NPO 法人は、既に平成24年法改正に伴う変更として定款変更認証申請手続きを終えています。が、まだ変更していない法人は定款変更認証申請をする必要があります。

(NPO 法人の運営に関連する平成24年法改正の主な内容)

①会計が収支計算書方式から活動計算書（複式簿記）に変更されました。

これに伴い、定款の会計用語が変更になっています。

②定款変更の際して届出書で済む範囲が拡大され、該当条項の表現が、従来の「届出に該当する“軽微な変更”」から、「認証申請が必要な定款変更の範囲」に NPO 法で改訂されましたので、各法人の定款でも同様の変更をする必要があります。

③総会の開催を「省略」して、提案された議案の内容に全員の同意（書）を得た場合は、総会で決議があったとみなすいわゆる「みなし総会決議」条項が導入されました（この条項を採用するかどうかは任意です）。

② 電磁的方法（電子メール等）の活用（任意）

会議の開催通知や表決について、電磁的方法（電子メールを含む）を活用することも可能です。

電磁的方法の活用をしたい NPO 法人は、該当条項に必要な変更を行う定款変更認証申請を行いましょ

う。「電磁的方法」とは、「電子メール」、「ホームページの意見欄等への書き込み」、「磁気ディスク、CD 等に記録してそれを送付する」方法で、受信者がそのファイルを記録してかつその記録を書面に出力できなければなりません。

しかし、この方法による表決は、本人からのものか確認が困難な場合が多く、なりすましや改ざん防止のため、電子署名やパスワード交付等の対策を十分検討しておく必要があります。

この方法の中で、電子メールのみの活用の場合、「電磁的方法」ではなく「電子メール」という文言を挿入します。

(注1) (1)(2)いずれの定款変更も、定款変更認証申請の前に社員総会での決議が必要です。

(注2) (1)(2)いずれの定款変更も、登記事項以外の条項ですので、定款変更に伴う変更登記は行う必要はありません。

③ 定款変更時の附則の記入（任意）

定款変更を行った場合、定款をいつ変更したかを定款に記録しておきたいという法人もおられるでしょう。

附則として、そのことを記載しておくかどうかは任意です。

そして、重要なことは、追加した附則は、定款そのものではないということです。

定款変更認証申請があった場合、認証するのは、定款本文のみで、仮に定款変更に関する附則が記載されてあったとしても、その文章は認証の範囲外のことです。

つまり、附則を追加するにしても、それは、法人内部で定款変更の履歴があったとするメモ程度のものだとお考えください。

それが前提ですから、別紙に自由に、変更日だけでなくその変更概要まで記載し、定款の最後に添付しておくことも可能です。

附則の記載方法は自由ですが、例をあげれば以下ようになります。

①定款変更届出書で済む変更内容の場合

「附則（〇年〇月〇日〇年度第〇回通常社員総会議決）

この定款は、社員総会議決の日から施行する。」

（あるいは、議決日以降の別の日に施行日を定める場合は）

「附則（〇年〇月〇日〇年度第〇回通常社員総会議決）

この定款は、〇年〇月〇日から施行する。」

②定款変更認証申請をする変更内容の場合

「附則（〇年〇月〇日〇年度第〇回通常社員総会議決）

この定款は、所轄庁の定款変更認証日から施行する。」

③変更内容に定款変更認証申請と届出書の両方が含まれている場合

「附則（〇年〇月〇日〇年度第〇回通常社員総会議決）

この定款の第〇条は社員総会議決の日から施行し、第〇条、〇条、〇条は所轄庁の定款変更認証日から施行する。」

★ 附則の変更 Q&A ★

Q1：設立時の附則で会費を定めている。この金額を改定したいが、この附則の金額を変更する定款変更申請書あるいは届出書が必要か？

A1：必要ありません。会費の額の変更は定款変更の内容ではありません。

それは、定款第 8 条あたりに「入会金及び会費」の条項「会員は、社員総会（あるいは理事会）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。」にあるように、定款とは「別に定める」ものです。

「社員総会において別に定める」であれば、総会で「会費改定議案」が議決されれば、それで実行可能です。

では、定款附則の会費条項は何でしょうか。

元々この設立時の附則全体は、設立時という特殊な時期にだけ適用される特例規定なのです。附則の会費条項も、ここにその規定がなければ設立直後に改めて会議を開いて金額を決めなければならなくなり、その手間をはぶくためにあらかじめ設定したものです。

ですから、この設立時の附則自体は設立時の特例条件として残りますが、会費金額の改定は、定款を変更することなく、総会等の決議でできます。

④ 法律名や法律に定める事業名の改正等の定款への反映

定款中に記載した法律名や事業名が既に改正されているにもかかわらず、未だに旧法のままの文言で運営している法人がありますが、早急に定款を正しい法律名、事業名に変更する必要があります。

（例）・障害者自立支援法 → 障害者総合支援法

・介護保険法に係る事業名

※平成 28 年 6 月公布された法改正の「貸借対照表の公告」に伴う定款変更は、本ホームページの NPO 法改正をご参照ください。

★ 定款変更 Q&A ★

Q1：県内の A 市から B 町に主たる事務所を移転します。定款第 2 条の事務所所在地も変更します。この場合、定款変更認証申請が必要でしょうか？

A1：認証申請が必要である項目の中に「②所轄庁の変更を伴う事務所移転」がありますが、これは県外に事務所を移転する場合です。すなわちこの「所轄庁の変更」は、市町の変更ではなく、都道府県レベルでの移転をいいます。県内の A 市から B 町への事務所移転は上記に該当しませんから定款変更「届出書」の提出です。

Q2：定款変更はいつから有効ですか？

A2：認証が必要な場合と届出の場合とでは異なります。

届出ですむ内容であれば、総会決議後、即有効です。また、総会で「〇月〇日から効力を発する」と決めることができます。

しかし、認証申請が必要な場合は所轄庁からの認証書発効日をもって有効となりますので注意してください。また、その内容が登記事項であれば、さらに登記が必要ですから忘れないでください。

Q3：総会決議を経ないで行った定款変更は無効ですか？

A3：無効です。それを確認するために申請や届には「総会議事録」（写し）の添付を求めています。

Q4：認証申請が必要な内容と届出で済む内容が混ざっている場合は、どうするのですか？

A4：一括して提出する場合は「認証申請」をすることになります。（Q5 参照）

Q5：Q4 の場合、認証申請が必要な変更事項は申請書に、届出で済む変更事項は届出書にと別々に分けて提出することはできますか？

A5：可能です。

例えば、所轄庁の変更を伴わない事務所移転と事業を増やす定款変更をする場合、総会でそれら全部の承認を経て、事務所移転を届出書、事業変更を認証申請書と分けて提出することはできます。この場合、添付する総会議事録写しは同じ議事録になります。（事務所移転も事業変更も、登記事項ですから、それぞれ変更登記が必要になります。）

Q6：定款の役員に関する事項の変更で、新たに副理事長を新設したり、その部分を削除する場合は、認証申請が必要ですか？

A6：認証申請が必要です。

役員に関する事項で、届出該当事項は、役員数の変更に限られます。つまり、文面に変更はなく、「〇人を□人に変更する」場合のみ届出になります。

Q7：新旧対照表って、変更該当事項だけを書けばいいんですか。変更のないところも全部記載するのですか？

A7：変更しない部分を含めて全条項を書く必要はありません。該当する変更条文を記載し、さらにその文章の中での変更箇所新旧両方に下線を引きます。

Q8：条文に第〇条とあって、その下にさらに「2」「3」「4」がある場合で、変更箇所はこのうちの第〇条（第 1 項）の条文なのですが、「2」から「4」までの条文を全部書くのでしょうか？

A8：決まりがあるわけではないですが、条項の小見出しと第〇条と記載し、変更しない条項文（や号の文）には「(略)」と記載することができます。

例えば、次のようにするといいでしょう。

新（又は「変更後」）	旧（又は「変更前」）
（任期等） 第 16 条 役員の任期は、 <u>2</u> 年とする。ただし、再任は妨げない。 2 （略） 3 （略） 4 （略） （議事録） 第 30 条 （略） 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。 3 （略）	（任期等） 第 16 条 役員の任期は、 <u>1</u> 年とする。ただし、再任は妨げない。 2 （略） 3 （略） 4 （略） （議事録） 第 30 条 （略） 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。 3 （略）

Q9：定款では事務所の所在地を「〇〇市に置く」とまでしか書いていないのですが、事務所をその市内で移転することになりました。その場合、定款変更届出書を提出する必要がありますか。

A9：この場合は、定款には変更ありませんので、定款変更届出書は不要です。

しかし、事務所所在地は登記事項で字や地番まで記載しますので、変更登記が不可欠です。

決議機関（総会又は理事会）で「事務所移転の件」の決議を受けて、変更登記の手続を行ってください。

定款を変更しないので所轄庁に「定款変更届出書」の提出は必要ありませんが、所轄庁から法律改正のお知らせ等事務連絡に事務所住所は不可欠なので、新住所を記載した事務連絡あるいは登記事項証明書のコピーを佐賀県県民協働課や権限移譲市町の NPO 担当課にお送りください。

（注：定款で定めた「〇〇市（町）」以外の市町へ移転する場合は、定款の文言を変更しなければならないので定款変更の手続は必要です。）

Q10：定款の附則に役員の氏名や会費の額が載っています。今回、役員を変更し、また会費の額を改正したいのですが、その場合、この附則の役員氏名や会費の額を変更する定款変更になるのでしょうか？ その場合、この附則の箇所の変更は認証申請でしょうか、届出書でしょうか？

A10：定款変更をする必要はありません。

元々この附則は、設立当初の特例措置を記載したものです。役員を決めたり、会費を決めたりすることもここに附則として記載していなければ、設立後すぐに総会を開いて決めなければならないことです。それを避けて、設立後すぐ活動できるように附則にうたっています。

その後に、役員の変更や会費の変更の必要が生じたとしても、それによって、この設立当初の「役員が誰で、会費は最初はいくらだった」という事実は変わらないので、附則はそのままです。

定款変更をすることなく、役員の変更も会費の改定は定款のルールに従って決定することになります。